

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰による生活者支援臨時特別商品券配布事業	①物価高騰により影響を受けている町民の食料品支援、生活支援及び地域経済の活性化を目的として、商品券を発行する。 ②③会計年度職員報酬400千円(1,209円/h×5時間×30日×2人=362,700円+400,000円、商品券発行業務等)、消耗品費25千円(ラベルシール等)、印刷製本費110千円(封筒)、通信運搬費3,100千円(通知及び商品券郵送代)委託料100,556千円(印刷費1,359千円、事務手数料4,180千円、商品券換金資金95,000千円、通信費17千円) ④令和8年1月1日時点で町内に住所を有する者	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食食材費高騰分支援事業	①物価高騰の影響により、小中学校で実施されている学校給食等における食材費が高騰していることから、本来保護者が負担することとなる学校給食費のうち食材費の増額分の補助を実施する。(教職員の給食費は含まず)※R7予備費(No.9)分を上乗せし拡充。 ②学校給食費等の食材費のうち物価高騰分の補助 交付対象経費1,943千円を充当 ③R7年度見積額(単価見込380円/食(食材費高騰見込額)×493人×200日)-R5年度実績=3,357千円※教職員の給食費等は除く ④子育て世代(児童・生徒の保護者)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食費減免事業	①物価高騰などの影響を受けている小中学生の保護者の経済的負担の軽減を目的に、給食費の減免を行う。(教職員の給食費は含まず) ②賄材料費 ③小学校児童:(減額前単価4,200円-減額後単価3,000円)×311人×11か月 中学校生徒:(減額前単価4,900円-減額後単価4,000円)×182人×11か月 ④小学生児童及び中学生生徒の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰による子育て世帯への臨時特別給付金事業	①物価高騰により影響を受けている子育て世帯の生活者支援を目的として、商品券を発行する。 ②③委託料11,857千円(商品券発行業務等)(内訳:印刷費170千円、事務手数料450千円、換金資金11,237円)、消耗品費5千円(ラベルシート等)、印刷製本費36千円(封筒等)、通信運搬費558千円(商品券郵送料)、 ④令和7年8月1日時点で町内に住所を有する平成19年4月2日から令和7年8月1日までの子ども	R7.8	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	塩谷町物価高騰対策プレミアム付き商品券発行事業	①町民の物価高騰に伴う消費下支え及び消費者の買い控えによる商店等の活性化低下対策 ②委託料。交付対象経費22,000千円を充当。 ③1)商品券1人最大30,000円(購入者の希望により変動)販売額×30%(プレミアム率)のプレミアム率額24,000,000円 2)商品券発行事務手数料(実績に応じて変動)6,000千円 ④令和7年7月現在塩谷町民であること	R7.6	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校給食食材費高騰分支援事業(R7予備費追加分)	①物価高騰の影響により、小中学校で実施されている学校給食等における食材費が高騰していることから、本来保護者が負担することとなる学校給食費のうち食材費の増額分の補助を実施する。(教職員の給食費は含まず)※R6補正(No.5)事業に上乗せし拡充。 ②学校給食費等の食材費のうち物価高騰分の補助 交付対象経費1,387千円を充当 ③R7年度見積額(単価見込380円/食(食材費高騰見込額)×493人×200日)-R5年度実績=3,357千円※教職員の給食費等は除く ④子育て世代(児童・生徒の保護者)	R7.4	R8.3
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	塩谷町物価高騰対策プレミアム付き商品券発行事業(R7予備費追加分)	①町民の物価高騰に伴う消費下支え及び消費者の買い控えによる商店等の活性化低下対策。※R6補正(No.8)事業に上乗せし拡充。 ②委託料。交付対象経費5,521千円を充当。 ③1)商品券1人最大30,000円(購入者の希望により変動)販売額×30%(プレミアム率)のプレミアム率額24,000,000円 2)商品券発行事務手数料(実績に応じて変動)6,000千円 ④令和7年7月現在塩谷町民であること	R7.6	R8.3
8	⑤農林水産業における物価高騰対策支援	農業用燃油高騰緊急経済対策補助金事業	①燃油費等の価格高騰により、農業経営の経費が増大となり、認定農業者等にとって大きな負担になっていることから、町では燃油費等の価格上昇相当分として、令和7年に支出した動力光熱費を基にその経費の一部を助成する。 ②③補助金18,000,000円(上限額:個人300千円、法人500千円、施設園芸500千円) 令和6年に支出した「動力光熱費」×0.174(価格上昇分)×1/2 【個人】66,000円×91経営体=6,006,000円+6,000,000円 【法人】500,000円×8法人=4,000,000円 【施設園芸】500,000円×16経営体=8,000,000円 ④燃油価格高騰により影響を受ける町内認定農業者等	R8.2	R8.3